

次世代育成支援行動計画 後期計画の策定について

1 次世代育成支援行動計画について

近年の急速な少子化の進行に伴い、次代を担う子どもが健やかに生まれ、そして育成される環境の整備を迅速かつ集中的に推進するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体、特定事業主（国、地方公共団体の機関等）、一般事業主（従業員 301 人以上）は、次世代育成支援対策に関する行動計画を策定することが義務付けられました。

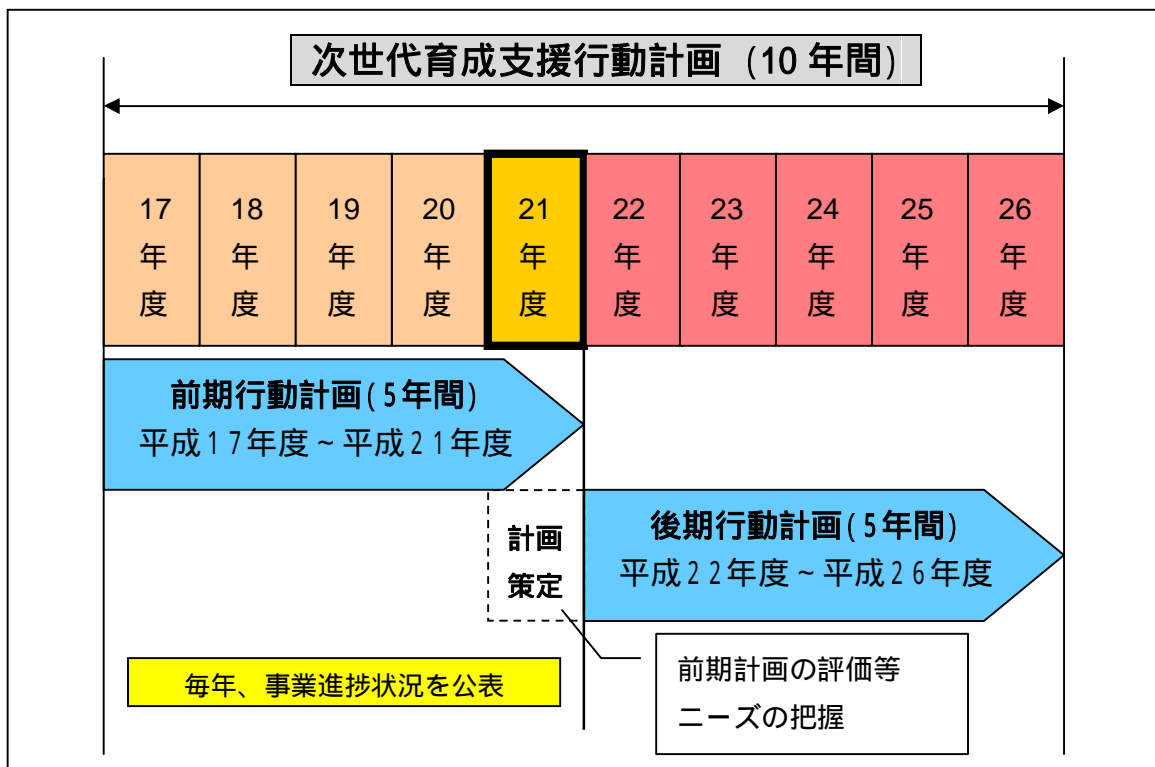
長野市においても、これを受け、平成 16 年度に 10 年間の集中的な取組を行うための行動計画を策定し、基本理念の下に具体的な施策・事業を推進しています。

行動計画では、事業ごとに 5 年後の数値目標を掲げ、毎年、進捗状況をチェックし、本審議会児童福祉専門分科会の評価を受け、実施状況をホームページで公表しています。

2 後期計画の策定について

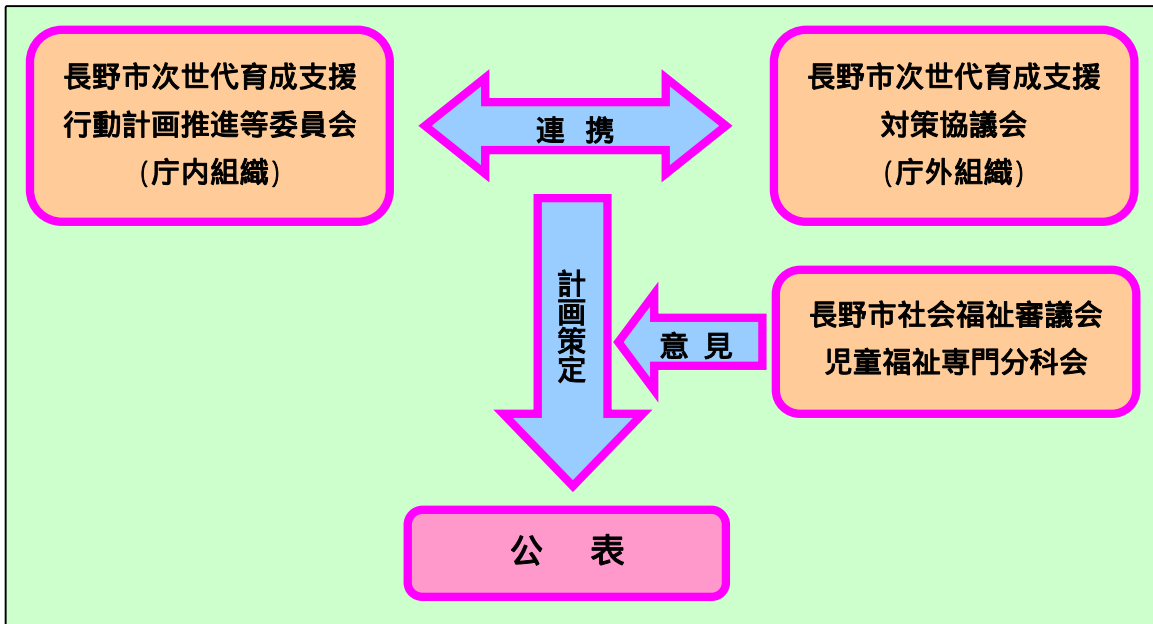
前期行動計画が平成 21 年度で終了するため、今年度、22 年度から 5 年間の後期行動計画を策定します。

策定にあたっては、平成 20 年度に実施した子育て世帯へのアンケート調査（子育て支援に関するニーズ調査）の結果及び前期行動計画の評価等を踏まえ、作成していきます。



3 計画の策定体制について

後期行動計画の策定は、庁内の関係課で組織する「長野市次世代育成支援行動計画推進等委員会」が主体となって行いますが、市民や専門家、子育て関係団体、労働関係団体等の意見を計画に反映させるため「長野市次世代育成支援対策協議会」(委員 21 名)を設置し、相互に連携を図るとともに、本審議会児童福祉専門分科会の意見を取り入れながら計画を作成していきます。



4 策定スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
素案検討・作成	■										
意見聴取				■							
計画案決定・広報						■					
パブリックコメント							■				
計画案修正・決定								■	■		
計画公表										■	

6月から計画の素案を検討し、11月中旬までに計画案を作成

本審議会児童福祉専門分科会より意見聴取

12月に計画案を広報等に掲載

12月中旬から1か月間、パブリックコメントを実施

市民からの意見により必要に応じ計画案を修正・計画決定

市民に公表